平成２５年（フ）第１３６９号
愛知県半田市雁宿町１丁目50番地　第１スカイタウン４Ｃ号
破産者　肱岡　宏季
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２４２号
名古屋市瑞穂区春敲町４丁目８番地の５、従前の住所名古屋市南区観音町７丁目63番地の３
破産者　エボリューションこと　髙松　健二
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２９０号
名古屋市中川区中島新町２丁目310、住民票上の住所名古屋市港区港北町３丁目38番地の２
破産者　對馬　　博
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８０号
名古屋市天白区焼山２丁目1602番地　コーポＫＭ105号
破産者　新田　克洋
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７８号
名古屋市港区木場町６番地の18　サン・コーポラス木場1011号
破産者　村光　祐二
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７２５号
神戸市東灘区甲南町４丁目13番13―505号、従前の住所神戸市東灘区住吉本町１丁目10番56―316号
破産者　古川整体院こと　古川　嘉信
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６６号
神戸市長田区大谷町２丁目７番22号　伊藤ハイツ103号、開始決定時の住所神戸市西区岩岡町西脇838番地　関西青少年サナトリューム内
破産者　浅井　富子
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５９号
神戸市垂水区本多聞２丁目23番８―405号
破産者　植田　　聡
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６７号
兵庫県姫路市安富町長野298番地１
破産者　槇本　圭一
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５０８号
兵庫県姫路市下寺町107シャトー司、住民票上の住所兵庫県姫路市城北本町３番20―902号　リベール姫路城北ウィングス
破産者　松岡　謙治
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１３９号
鳥取県鳥取市鹿野町寺内198番地１
破産者　原田　克巳
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２４号
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1539番地３
破産者　大久保秀朗
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２６号
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1539番地３
破産者　大久保純子
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７６号
島根県出雲市大社町中荒木2008番地16、破産手続開始決定時の住所島根県出雲市大社町中荒木202番地７シンセリティ大社305
破産者　中尾　　隆
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第１２９号
北海道登別市桜木町４丁目１番地６　桜木団地５―532
破産者　小野　淳志
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
旭川市北門町12丁目2206番地の２　北興ＭＳ203
破産者　高瀬　敏春
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６１号
横浜市磯子区洋光台５丁目６番３―203号
破産者　加藤　智明
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９４号
岐阜県大垣市熊野町４丁目118番地　メゾンコーエー25号
破産者　田中　隆司
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係